

自家発 Q & A 36

消防法令における自家発電設備の点検に関する基準の改正について

2月号に引き続き、3月号では、昨年6月の自家発電設備の点検基準の一部改正により行われた総合点検における点検実施期間の合理化について紹介します。

Q 1 消防用設備等の非常電源として設置される自家発電設備の点検は、6ヶ月の期間で行う「機器点検」と1年の期間で行う「総合点検」が設置者（防火対象物の関係者）に義務づけられています。今回の自家発電設備に関する点検基準の改正により、総合点検において行う自家発電設備の運転性能を確認する点検として、これまでの「負荷運転」のみであった方法に、「内部観察等」が新たに追加されました。

これにより、設置者は点検上どのような影響（メリット）を受けることになりますか。

A 1 総合点検における運転性能の確認方法に内部観察等が追加されたことで、設置者は負荷運転又は内部観察等のどちらの方法で行うかを選択できるようになりました。

設置者が設備の設置状況等を鑑み、点検方法を比較、検討することにより、より適切な点検が行われるものと期待されます。

Q 2 今回の改正で、この他に設置者に影響を与える特筆すべきことがありましたら教えてください。

A 2 今回の改正では同じく総合点検において、点検の実施期間の合理化を図ることができるものとして、「運転性能の維持に係る予防的な保全策」という新しい保全方法が具体的に示されました。

この予防的な保全策を講じることにより、負荷運転又は内部観察等の実施期間につい

て、1年を最長6年まで延長できるようになりました。

この場合、予防的な保全策が毎年講じられていることが実施期間延長の条件になります。

基準改正前と改正後の点検の実施期間について、それぞれ表1、表2に示します。

Q 3 この他に点検の実施期間について、変更された点検事項はありますか。

A 3 換気性能の点検が、従来の負荷運転時から無負荷運転時において実施することになりました。

これにより、点検の実施期間が1年から6ヶ月へと変わりました。

注. 点検基準の改正の詳しい内容は、「内発協ニュース7月号別冊」（2018年7月15日発行）に掲載されていますので参照ください。

表1 改正前（従来）の点検期間

○は実施 ーは実施せず

経過年数		1		2		3		4		5		6		7	
経過月数		6	12	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12
機器点検	無負荷運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合点検	負荷運転	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○

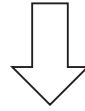


表2 改正後（現在）の点検期間
(運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合)

○は実施 ーは実施せず

経過年数		1		2		3~6		7		8~12		13		14~18	
経過月数		6	12	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12
機器点検	無負荷運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合点検	負荷運転 又は 内部観察等	ー	○	ー	ー	ー	ー	ー	○	ー	ー	ー	○	ー	ー
	<p>(製造年又は前回の負荷運転等から6年を経過するまでに実施)</p>														
	予防的な 保全策	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○

(運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられていない場合)

○は実施 ーは実施せず

経過年数		1		2		3~6		7		8~12		13		14~	
経過月数		6	12	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12	6	12
機器点検	無負荷運転	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総合点検	負荷運転 又は 内部観察等	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○	ー	○